

仙台市環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場の認定実施要綱

(平成25年3月28日環境局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）第20条第1項に規定する環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場（以下「体験の機会の場」という。）の認定について、法及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 法第20条第1項の認定の申請をしようとする者は、体験の機会の場認定申請書（様式1）に、施行規則第9条第2項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 施行規則第9条第2項第十一号の規定によるその他参考となるべき事項を記載した書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施行規則第9条第2項第六号及び第十一号の規定による措置に係る、事故発生時に備えて加入している施設賠償責任保険やレクリエーション保険等への加入状況がわかる証書等の写し
- (2) 第7条各号に規定する事項の遵守を誓約する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、法第20条第1項第一号、第三号及び第四号に掲げる要件（以下「要件」という。）に照らし、書類等の審査を行うとともに、認定に必要な限度において、体験の機会の場に関連する施設等の調査を、その職員にさせることができる。

(認定の通知等)

第3条 法第20条第6項の通知は、体験の機会の場認定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 法第20条第7項の通知は、体験の機会の場不認定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(認定の有効期間)

第4条 法第20条の2の認定の有効期間は、原則として、当該認定の日から起算して5年とする。ただし、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間（以下「提供期間」という。）の終期が、当該認定の日から起算して5年を経過した日より前に到来する場合の有効期間は、当該認定の日から提供期間の終期までとする。

(変更の届出等)

- 第5条 体験の機会の場の認定を受けた民間団体等（以下「認定民間団体等」という。）は、法第20条第8項の規定による事由が発生した場合、同条第三号に掲げる事項に変更のあった日及び体験の機会の場の提供を行わなくなった日から起算して原則として30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 前項のうち、変更にかかる届出にあたっては、認定体験の機会の場変更届出書（様式第4号）により、施行規則第9条第2項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを添えて行うものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定により届出された事項が要件に適合すると認める場合は、（様式第5号）により通知を行うものとする。
 - 4 第1項のうち、認定体験の機会の場の提供を行わなくなった場合の届出にあたっては認定体験の機会の場廃止届出書（様式6号）により行うものとする。

(更新の申請)

- 第6条 法第20条の2第2項の有効期間の更新を受けようとする者は、原則として有効期間の満了日の60日前までに認定体験の機会の場更新申請書（様式第7号）に、施行規則第9条第2項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、第2条第3項の規定を準用して審査を行ったうえ、有効期間の更新を適当と認める場合は体験の機会の場認定更新決定通知書（様式第8号）により、また不適当と認める場合は体験の機会の場認定不更新決定通知書（様式第9号）により、それぞれ通知するものとする。
 - 3 第1項に掲げる更新の際の有効期間は、第4条の規定を準用する。

(遵守事項)

- 第7条 体験の機会の場の認定を受けた民間団体等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 1 認定を受けた体験の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置を十分に講じること。
 - 2 認定体験の場の提供において生じた事故や問題（以下「事故等」という。）には自ら適切に対処すること。
 - 3 第9条の規定による報告若しくは資料の提出、又は調査を求められたときは、これに協力すること。
 - 4 宮城県暴力団排除条例を遵守すること。

(認定体験の機会の場にかかる周知等)

- 第8条 市長は、第5条第1項の届出について、変更の届出について受理した内容が要件に適合すると認めたとき、並びに認定体験の機会の場の提供を行わなくなった場合の届出を受理したときは、法第20条の3第1項の規定を準用する。

(運営状況の報告)

第9条 法第20条の4第1項の規定による報告は、毎年、認定民間団体等の事業年度（以下「年度」という。）毎に認定に係る体験の機会の場で行う事業（以下「事業」という。）の実施の状況について、原則として年度終了の日から起算して3ヶ月以内に、認定体験の機会の場実績報告書（様式第10号）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の報告は、前年度における事業が年度を超えて行われる場合等年度ごとの実施の状況および収支決算の報告が困難であるときは、市長が定める期間における実施の状況及び収支決算とする。

3 市長は、認定民間団体等に対し、認定体験の機会の場の提供において事業の参加者及び実施者に事故等が生じた場合は、原則として事故等の発生から起算して30日以内に、事故発生報告書（様式第11号）による報告を求めるものとする。

(認定の取消し)

第10条 法第20条の6第2項の規定による通知は、体験の機会の場認定取消通知書（様式第12号）により行うものとする。

2 市長は第7条第1項及び第2項に掲げる事項が遵守されず、要件のうち施行規則第8条第1項第1号、同条第2項に掲げる要件に適合していることが確認できないときは、法第20条の6の規定により認定を取り消すことができる。

3 市長は、第7条第3号に規定する事項のうち調査に係る事項が遵守されず、要件に適合していることが確認できないときは、法第20条第6号の規定により認定を取り消すことができる。

4 市長は、認定を取り消したときは、法第20条の3第1項の規定を準用する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、体験の機会の場の認定について必要な事項は、環境局環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月26日改正）

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和元年6月27日改正）

この改正は、令和元年7月1日から実施する。